

令和5年度 職業能力開発審議会（書面開催結果）

書面開催の結果について

参加委員数について

- ・全委員14名に書面を送付し回答を依頼したところ、14名全員から回答の提出があった。
- ・よって、宮崎県職業能力開発審議会条例（以下、「条例」という）第6条第2項の規定により、定足数（委員の2分の1以上）を満たしていることを確認した。

宮崎県職業能力開発審議会条例

（会長）

第5条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、学識経験のある者である委員のうちから委員が選挙する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

各委員からのご意見

第11次計画（実績報告）に関するご意見

《基本的施策1》

認定職業訓練について

- ・認定職業訓練校の普通課程の訓練生確保のため、必要性をPRし、技能者の育成に力を入れる必要がある。

《基本的施策2》

教育現場における地域産業界や関連機関と連携したキャリア教育の推進

- ・今後の方向性にある、①「連携を深めるための情報共有や、学校現場の体制の変化に対応したコーディネーターを中心とした進路支援活動の構築」、②「県内就職に関する様々な接点づくりを行っているところであり、予算化を進めている」について、具体的に教えてほしい。

【県高校教教育課回答】

① 就職支援エリアコーディネーターを中心とした進路支援活動

- (ア)企業・産業界関係団体と学校とのネットワークの強化
- (イ)企業と教職員の意見交換会等の実施（エリアネットワーク会議、先生向け企業説明会）
- (ウ)職場環境や求人の情報、既卒者の離職情報を集約し学校へ提供（早期離職対策としての卒業生の定着支援）
- (エ)インターンシップ受入情報、企業見学受入情報及び外部講師人材情報の拡充
- (オ)学校が行う企業見学会の支援およびインターンシップ等に関する企業側と学校側の相談窓口
- (カ)他エリアとの情報共有

② 県内就職に関する様々な接点づくりに関する予算化の状況

「宮崎で活躍！高校生県内就職促進事業」（R5～R7 一般財源 35,573 千円）により、下記の接点づくりをおこなっているところである。

- (ア)コーディネーター同士の連携の強化（就職支援エリアコーディネーター7名）
- (イ)早期離職対策の取組
- (ウ)デュアル教育システムの実施（約10日間の企業実習）

《基本的施策3》

技能検定制度の普及促進について

- ・ コロナウイルス感染症の影響は大きかったが、技能検定の受検者の増加と合格率のアップを図る必要がある。
- ・ 学生の受検手数料の助成、減額、補助、などの支援を考えてみてはどうか（学校側も保護者に説明しやすくなる。）。
- ・ 検定試験での高得点者の知事表彰の起用を考えてみてはどうか（受検者の意識向上につながるのでは。）。

【事務局注：本県においては、令和5年度後期試験より、若年者に対する県独自の減免措置を実施している。今後、周知・広報について一層の取組を行い、技能者の確保・育成を図る。】

その他職業能力開発に関するご意見

- ・ 若年者の県外流出について、宮崎県の特徴のひとつでもあるが、最低賃金が宮崎は897円、都市部（東京）とは216円の額差があることも県外流出の要因にもなっている。最低賃金の引き上げも必要と考える。